

## 都市計画法の開発許可を受けられた方へ

### ～完了までの注意事項～

(施工をされる方にも必ず説明をしてお渡しください)

1. 許可の設計の内容の変更をしようとする場合は事前に相談の上、該当箇所着手前に所定の手続きを行って下さい。
2. 開発の工事完了したときは「**工事完了届出書**」を提出して下さい。建築制限等解除承認を申請している場合、建築物の完了検査申請書を提出する前(遅くとも同時)に開発の「工事完了届出書」を提出して下さい。
3. 工事完了届出書を提出する際には、工事写真(現場目視による検査ができない部分、例えば申請地と隣地との高低差が1.0mを超える場合の擁壁における砕石、均しコンクリート、基礎、根入深、底板長、鉄筋の配筋等の各部分の寸法や状況が明確に分かるもの)、検査チェックシート、土地利用計画図も併せて提出して下さい。また、公共施設の新設がある場合の工事写真は、市発注工事に準じたものを提出して下さい。  
※工事写真が不足しており、施工内容が明確でない場合は検査済証の発行ができませんので注意してください。
4. 開発区域の境界杭・最終柵は、検査時に確認できるようにしておいて下さい。
5. 予定建築物の用途が宅地分譲・分譲住宅等である場合は、宅地購入者に建築確認申請の際に必要な「**開発許可書の表紙のコピー**」、「**土地利用計画図**」及び「**検査済証のコピー**」を配布して下さい。

---

開発行為により帰属する公共施設がある場合は、その所有権移転登記に必要な書類について、速やかに建設総務課にご確認ください。【市ウェブサイト ページID：1060666】

---

一宮市 建築部 建築指導課  
開発審査グループ

TEL (0586) - 28 - 8646

FAX (0586) - 73 - 9215